

東京農工大学研究生規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(入学の時期) 第2条 研究生として入学することのできる時期は、<u>学年又は学期</u>の始めとする。ただし、特別の事情のあるときは、これによらないことができる。</p> <p>(研究期間) 第8条 研究期間は、2年以内とする。ただし、当該研究課題についての研究を予定期間を超えて継続する必要があるときは、指導教員を経て、研究期間延長願(本学所定の様式による)を当該学府長、連合農学研究科長又は学部長(以下「学府長等」という。)に提出するとともに<u>所定の授業料を納付</u>し、許可を受けて、これを延長することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(授業料等の額及び授業料の納付時期) 第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第8条ただし書に定める研究期間延長の<u>申請時に納付すべき</u>授業料は、延長開始月の属する年度における研究期間が6月以上であるときは6月分に相当する額、延長期間が6月未満であるときは当該期間分に相当する額とする。</p>	<p>本則</p> <p>(入学の時期) 第2条 研究生として入学することのできる時期は、<u>前期又は後期</u>の始めとする。ただし、特別の事情のあるときは、これによらないことができる。</p> <p>(研究期間) 第8条 研究期間は、2年以内とする。ただし、当該研究課題についての研究を予定期間を超えて継続する必要があるときは、指導教員を経て、研究期間延長願(本学所定の様式による)を当該学府長、連合農学研究科長又は学部長(以下「学府長等」という。)に提出し、許可を受けて、これを延長することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 前項により、許可を受けた者は、所定の授業料を納付しなければならない。</u></p> <p>(授業料等の額及び授業料の納付時期) 第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第8条ただし書に定める研究期間延長の<u>許可を受けた者が納付すべき</u>授業料は、延長開始月の属する年度における研究期間が6月以上であるときは6月分に相当する額、延長期間が6月未満であるときは当該期間分に相当する額とする。</p>	

4 (略)	4 (略)	
-------	-------	--

附 則 (平成 31 年 4 月 1 日教規程第 8 号)
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。